

令和5年3月27日
(2023年)

事業者各位

総務部契約検査室長

令和5年度の建設工事における総合評価落札方式について

標記のことについて、引き続き工事の品質確保を図るため、令和5年度からの吹田市総合評価落札方式（特別簡易型）落札者決定基準を下記のとおり改正するとともに、同方式について、本格実施することとします。なお、対象工種は従前と同様に「建築一式工事」「土木一式工事」で、各工種の一部の入札に総合評価落札方式を適用します。総合評価落札方式を適用する案件については、年間発注予定一覧表と公告文でお知らせします。

記

落札者決定基準の主な改正点（下線部分は変更箇所）

令和5年度				令和4年度			
評価項目		評価点		評価内容および評価基準			
分類	細分類	計	個別点	計	個別点	項目	
価格評価	価格評価	50	50	補正值①=最高評価点(50点)×(1-調査基準価格/入札価格)× <u>6</u>			
				補正值②=最高評価点(50点)×(1-入札価格/調査基準価格)× <u>6</u>			
事業者の施工能力	工事成績評定	3	0	吹田市が発注した同種工事における過去5年度間（前年度未まで）の工事成績評定点の平均値が <u>65点以上70点未満</u> である。または、該当する工事成績がない。			
			-1	吹田市が発注した同種工事における過去5年度間（前年度未まで）の工事成績評定点の平均値が <u>65点未満</u> である。			
	同種工事の施工実績	2	2	吹田市発注の同種工事のコリンズ登録実績が、過去10年度間（前年度未まで）で1件以上あり、かつ、当該公告案件の予定価格と同額以上の契約実績がある。また、吹田市工事請負契約等に係る発注要領第6条第1号の規定による合算入札実績は、申請により、合計額を契約実績とする。			
ISOの認証	ISOの認証	1	1	基準日時点において、ISO9000シリーズの認証を取得している。			
			0	基準日時点において、上記を満たさない。			

落札者決定基準の主な改正点（下線部分に変更箇所）

令和5年度

令和4年度

評価項目		評価点		評価内容および評価基準	評価点		評価内容および評価基準	
分類	細分類	計	個別点	項目	計	個別点	項目	
事業者の施工能力	安全対策、産業廃棄物の取組	1	1	基準日時点において、建設業労働災害防止協会に加入している。加えて当該年度を含む過去5年度間で、電子マニフェストを運用し、産業廃棄物を処理した実績がある。	2	1	基準日時点において、建設業労働災害防止協会に加入している。	
			0	基準日時点において、上記を満たさない。		0	基準日時点において、建設業労働災害防止協会に加入していない。 基準日時点において、電子マニフェストシステムが導入されていない。	
	CCUS（建設キャリアアップシステム）の導入	1	1	基準日時点において、建設キャリアアップシステムを導入している。	-	-	-	
			0	基準日時点において、上記を満たさない。		-	-	
地域貢献度・社会貢献度等	市内下請の活用	最大4	1	当該公告案件について、一次下請事業者や工事資材等を2者以上の市内事業者へ請け負わせる又は調達する。	-	-	-	
			0	当該公告案件について、上記を満たさない。		-	-	
	防災に関する協定の締結、緊急工事等の受注	1	1	基準日時点において、入札参加者又は入札参加者が所属する団体が吹田市と防災に関する協定を締結している。又は過去5年以内（前年度末まで）において、災害等における緊急工事等を受注したことがある。なお、緊急工事等とは、吹田市と契約した工事、又は請負金額20万円以上の修繕のうち、名称で緊急に対応が必要であったと判断できる案件とする。	2	1	基準日時点において、入札参加者又は入札参加者が所属する団体が吹田市と防災に関する協定を締結している。	
			1	基準日から過去5年以内（期間の詳細は別途定める）において、災害等における緊急工事等を受注したことがある。なお、緊急工事等とは、吹田市と契約した工事、又は請負金額20万円以上の修繕のうち、名称で緊急に対応が必要であったと判断できる案件とする。		1	基準日から過去5年以内（期間の詳細は別途定める）において、災害等における緊急工事等を受注したことがある。	
			0	基準日時点において、上記を満たさない。		0	基準日時点において、入札参加者又は入札参加者が所属する団体が吹田市と防災に関する協定を締結していない。 基準日から過去5年以内（期間の詳細は別途定める）において、災害等における緊急工事等を受注したことがない。	
	環境保全の取組	1	1	基準日時点において、環境美化推進員に関する要領に基づく「環境美化推進団体」の認定を受けているとともに、前年度又は当該年度に活動報告を行っている。	1	1	基準日時点において、吹田市環境美化に関する条例施行規則に基づく「環境美化推進員」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」のいずれかの認定を受けている。	
			0	基準日時点において、上記認定を受けていない。又は上記認定を受けているが、活動報告を行っていない。		0	基準日時点において上記認定を受けていない。	
	環境マネジメントシステムの取組	1	1	基準日時点において、ISO14001又はエコアクション21のどちらかの認証を取得している。	-	-	-	
			0	基準日時点において、ISO14001又はエコアクション21のいずれも認証を取得していない。		-	-	
	障がい者の雇用	1	1	1	基準日時点において、障がい者を3か月以上雇用している。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律によって障がい者の雇用を義務付けられている企業は、法定雇用率を上回っていること。	1	1	基準日時点において、障がい者を雇用している。
				0	基準日時点において、上記を満たさない。		0	基準日時点において、障がい者を雇用していない。
	女性活躍推進、次世代育成支援対策推進の取組	1	1	1	基準日時点において、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」のいずれかの認定を受けている。	1	1	基準日時点において、吹田市環境美化に関する条例施行規則に基づく「環境美化推進員」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」のいずれかの認定を受けている。
0				基準日時点において、上記認定を受けていない。	0		基準日時点において上記認定を受けていない。	

※基準日とは、発注する案件の入札参加資格確認申請受付最終日とする。
 ※技術評価点を決定する基準日以降に事業者から改めて技術評価点認定の申請があり、各評価項目の評価基準を満たした場合は、その時点から新たに認定された技術評価点を適用する。